

## ◆◆ 国保

国民健康保険にご加入の皆さまなど  
**「交通事故で役場へ届け出？」**  
 ～義務です 届け出 第三者行為～

国民健康保険にご加入の皆さまや福祉医療をご利用の皆さまは、交通事故など第三者の行為によってけがをした場合、役場への届け出が必要になります。

## ● 第三者行為とは

第三者（自分以外の人）の行為が原因で治療を受けることになった場合を指します。

（例）交通事故（自転車事故を含む）でけがをしたとき・暴力行為などで他者にけがをさせられたとき――など

## ● なぜ届け出が必要なの？

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、すぐに治療費を払ってもらえない場合などに被害者救済の観点から、届け出をいただくことで健康保険が立て替えられるようになっていきます。またこの届け出により、健康保険から相手方（または損害保険会社など）に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながりますのでご協力ください。

## ● 届け出に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑（認め印）
- ・来庁者の本人確認書類（免許証など）
- ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）

※届け出後、傷病届済証明書を発行します。

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

## ● 注意事項

既に加害者から治療費を受け取っている（示談が成立している）場合や、仕事中や通勤中のけが（労働災害保険の対象）、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反の事故では、保険証が使えない場合があります。

## 【福祉医療を受給されてる方へ】

## ● 福祉医療とは／乳幼児医療・子ども医療・重度心身障害児（者）医療

ひとり親家庭医療・老人医療です。福祉医療受給者証をお持ちの方は、健康保険とは別に役場への届け出が必要になります。※国民健康保険の方は一緒に届け出が可能です。

※詳しくはお問い合わせください。

## 問 住民課（吉備庁舎）

## ◆◆ 案内

**みどりの募金へのご協力  
 ありがとうございます**

町内各ご家庭や職場から寄せられました「みどりの募金」の合計額は88万528円です。

皆さまからお預かりしました募金は、（公財）和歌山県緑化推進会へ送金し、地域や学校などの緑化活動などに生かされます。

## 問 林務課（金屋庁舎）

## ● ご存じですか

## 法定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度」は相続手続の簡素化を目的とした制度で、戸籍謄本などの書類を添付した申し出に対し、法務局の登記官が法定相続人が誰であるのかを確認し、証明書を無料で交付するものです。相続登記の他、金融機関での預貯金の払い戻しなど、相続手続全般で利用することができます。

詳しい内容についてはお問い合わせください。詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

## 問 和歌山地方法務局登記部門

☎ 073・4222・5131（代表）